

「住宅改修の手引き」に関するQ & A

令和元年8月

1 住宅改修の見積もりについて

意見・質問等	回答
Q. 1 複数の住宅改修事業者に見積もり依頼し、比較・検討した上で1社を選ぶことをお勧めしますとあるが、2社以上見積もりの場合はどのように依頼したら良いか。(P9)	A. 1 利用者が見積もりを希望したいと選んだ住宅改修事業者に依頼する。可能であれば公平性を保つため、日程調整をして同時見積もりを実施できるよう併せて依頼すること。
Q. 2 同時見積もりとはどのようなことか。	A. 2 複数の住宅改修事業者が同時並行的に行うことである。利用者等の負担を考えると同時立ち会いが望ましい。
Q. 3 複数の住宅改修事業者に見積もりを依頼した場合、各事業者の物自体の規格や基準に違いがあっても良いか。(例えば、踏台の材質が違う、手すりの長さは同じだが、材質や形状が違うなど)	A. 3 差し支えない。
Q. 4 住宅改修事業者の選択は、見積もりの金額で判断し選択するのか。	A. 4 必ずしも見積もり金額だけで判断する訳ではなく、最終的には利用者を選択していただくこと。
Q. 5 利用者、家族により住宅改修が行われる場合は、材料費が対象となるが、見積書や理由書が必要か。(P1)	A. 5 介護保険施行規則第75条に、“住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、～中略～書類を提出しなければならない。”とあるため、必ず理由書は必要である。その際、理由書は介護支援専門員や住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成すること。(県保険者指導係に確認)
Q. 6 初回の住宅改修を行った住宅改修事業者を、2回目の住宅改修の際も利用者、家族の要望で選択した場合は、初回に得た「住宅改修事業者に係る説明書」で対応して良いか。それともその都度、説明書が必要となるか。(P11)	A. 6 初回と同じ住宅改修事業者を選択した場合であっても、「見積書取付けは1社のみで良い」という意思を確認するために、都度、複数見積書取付けが可能であることについて説明すること。

意見・質問等	回答
<p>Q. 7 すべての住宅改修でなく、2社見積もりが必要な金額設定をしてほしい。他の保険者では、複数の見積もりが必要な条件として3万円以上の場合と金額の設定がある。</p>	<p>A. 7 現段階では金額等の設定はしないため、住宅改修の相談を受けた際に複数の見積書取付けが可能である旨説明を行うこと。ただし、金額設定については今後の検討事項とする。</p>
<p>Q. 8 複数の住宅改修事業者に見積もりを依頼し、比較・検討した上で1社を選定とあるが、現地確認に複数の事業者が行き、それぞれ見積もりを提出してもらうことになると思われるが、選定されなかった事業者についての現地訪問、見積もり作成等に要する時間や手間についてはどのように考えているか。(事業所もケアマネも業務量が増える一方に感じる)(P9)</p>	<p>Q. 8 鹿屋市における複数の見積書取付けに関する取扱いについては、平成31年3月22日に開催した住宅改修事業者説明会にて、国からの通知によるものであると周知したところであり、自治体によっては以前から複数の見積書取付けを実施しているところもあることから、住宅改修事業者における複数の見積書取付けに関する対応については御理解いただいているものと捉えている。</p>
<p>Q. 9 複数の住宅改修事業者から見積もりをとるように利用者に対して説明することとなっているが、利用者が複数の見積もりを希望された場合、家屋評価に複数の業者の立ち会いを依頼し、見積書の作成をするのか。</p>	<p>Q. 9 貴見のとおり。</p>
<p>Q. 10 現地確認は2社以上同席し実施できるようにするが、同席が難しい場合はその都度、介護支援専門員の立ち会いが必要か。</p>	<p>A. 10 貴見のとおり。</p>

2 理由書作成について

意見・質問等	回答
<p>Q. 1 介護支援専門員は建築家の専門家ではない。事前相談時の専門性の高い問合せ確認については介護支援専門員ではなく、直接住宅改修事業者に連絡してほしい。</p>	<p>A. 1 現在も、直接住宅改修事業者の確認の連絡をしている。しかし、住宅改修事業者より介護支援専門員の方に聞くべき内容である場合は、担当の介護支援専門員に確認の連絡を行う。</p>

意見・質問等	回答
<p>Q. 2-1 他の介護保険サービスを受けていないためケアプラン作成者がいない場合などやむを得ない場合、鹿屋市が認める有資格者が作成する場合もあると記載されているが、P10の手順には、担当介護支援専門員がいないときには居宅介護支援事業所へ相談となっている。ケアプラン作成者がいない場合の流れについて確認したい。(P9)</p>	<p>A. 2-1 理由書作成に関して、P9のとおり介護支援専門員以外の有資格者等による作成は認められている。(平成30年度版介護報酬の解釈(以下青本という)P1382より) しかし、複数の見積書取付けに関する説明や、場合によっては情報開示等が必要となるため、P10にあるように、要支援1・2の方であれば地域包括支援センター、要介護1~5の方であれば居宅介護支援事業所が担当というかたちで引き受けていただき、理由書作成者が異なる場合は理由書作成者と利用者についての情報を十分に共有し連携すること。また、新規認定者から市に相談があった場合には、要介護度に応じて地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所へ連絡する。</p>
<p>Q. 2-2 やむを得ない場合とはどのような場合か。(P9)</p>	<p>Q. 2-2 介護保険サービスを受けていないためケアプラン作成者がいない場合等をいう。</p>
<p>Q. 3 理由書作成は福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者などによる作成も認めているとあるが、どこまで認めているのか。基本的には担当する介護支援専門員が作成するとあり、結局は担当する介護支援専門員が理由書を作成しないといけないと感じる。(P9)</p>	<p>Q. 3 理由書作成者の範囲は、介護支援専門員 (地域包括支援センターの担当職員)以外にも、青本P1382に記載のとおり、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療または建築の専門家や、(利用者について居宅サービス計画等を作成していない)介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者などとなっている。しかし、青本P1382に記載のとおり、書類作成は居宅介護支援等の一環とされているため、貴見のとおり、基本的には担当する介護支援専門員が作成するものとする。</p>

意見・質問等	回答
<p>Q. 4 居宅サービス計画書など作成していない場合、介護報酬の解釈1（青本）P1382では、「介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など」とされているため、書類作成は居宅介護支援等の一環とほうたっていない（利用者との契約が成立していないためと思われる）。居宅サービス計画書の作成者がいない場合は、介護支援専門員だけではなく、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格など有する者などへ住宅改修を必要とする理由書の作成を依頼する必要があるのではないか。（P9）</p>	<p>A. 4 居宅サービス計画書などを作成していない（住宅改修のみの）場合は、貴見のとおり、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者が理由書の作成を行うことは可能である。</p> <p>しかし、複数の見積書取付けについての説明や、場合によっては利用者の資料開示が必要になること想定して、要支援1・2の方は地域包括支援センター、要介護1～5の方は居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当というかたちで引き受け、理由書作成者と利用者についての情報を十分に共有し、連携を行うこと。</p>

3 住宅改修の計画について

意見・質問等	回答
<p>Q. 1 利用者が複数の住宅改修事業者に見積もりを希望された場合は、見積書だけでなく、それぞれに工事写真や平面図等の書類一式を添付しなければならないか。</p>	<p>A. 1 貴見のとおり、事業者ごとに見積書や工事写真、平面図等の書類一式を添付すること。</p>
<p>Q. 2 2社以上見積もりを取り付けた場合、決定権は誰にあると考えているか。</p>	<p>A. 2 最終決定権は利用者本人である。</p>
<p>Q. 3 利用者、家族が選定した事業者が市の事前相談を受け、事業者変更となることがあるか。</p>	<p>A. 3 決定権は利用者本人であるため、市が事業者変更を行うことはない。</p>
<p>Q. 4 2社以上見積もりの事業者は利用者、家族と選定するが、ある程度利用者・家族が事業者を希望すると思われる。選定した見積もり内容によっては保険者が事業者を選定することになるか。</p>	<p>A. 4 保険者が住宅改修事業者を選定することはない。</p>

意見・質問等	回答
<p>Q. 5 複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に説明を行う必要があるため、住宅改修のみの案件であったとしても連携は必要であるが、直接、業者へ依頼がある場合はどのような取扱いとなるか具体的に教えてほしい。</p>	<p>A. 5 複数の見積書取付けについての説明や利用者の資料開示については、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員が行うものであるため、手引き P10 のとおりの取扱いとなる。</p>
<p>Q. 6 事前申請について、受付日から事前承認までの審査期間は1週間を要するところがあるが、どういう手順で1週間程度なのか教えてほしい。(P17)</p>	<p>A. 6 受付順に、市高齢福祉課給付管理係(適正化推進員と職員)による内容精査を行っており、必要に応じて現地調査や市の建築職による確認も加わるため、土日祝日を除き1週間程度の期間を要する場合があります。ただし、緊急やむを得ないものについては優先するため要相談とする。</p>
<p>Q. 7 扉の位置の変更等に比べ費用が低く抑えられる場合に限り、元の扉位置を塞ぐ工事を行わないことが可能とあるが、どのような状態のことを想定しているのか教えてほしい。(P6)</p>	<p>A. 7 例えば、車いす移動になり、車いすでは従来の扉からトイレに入れず状況が生じたため、トイレの壁(隣接する寝室の壁等)に新しく車いすで入れる扉を新設した場合、明らかに利用者が従来のトイレの扉を使用しないことが明確であり、かつ(塞ぐ工事をしないことで)費用が抑えられる場合に限り、従来の扉を塞がず”扉位置の変更”として新しい扉の新設を住宅改修の対象とできる。</p>

4 その他

意見・質問等	回答
<p>Q. 1 あまり書式を変えてほしくない。</p>	<p>A. 1 制度改正や国からの通知等を受け、必要項目を判断して変更を行っている。</p>
<p>Q. 2 理由書の用紙が変更になり、担当介護支援専門員以外の者が理由書を作成した場合に、連携を行った介護支援専門員等が署名する欄が追加されたが、担当の介護支援専門員が作成する場合は、元の</p>	<p>A. 2 事業所のシステムの都合で変更し時間等を要する場合、介護支援専門員等が作成する理由書に限っては、システムが整うまで従来の書式を使用することは構わない。ただし、介護支援専門員等以外の</p>

<p>用紙を使用してもよいのか。用紙を変更することで、居宅システムのカスタマイズが必要となるがどのように考えるか。</p>	<p>者が理由書を作成する場合は、連携の確認が必要になるため、新様式を市ホームページからダウンロードし使用すること。</p>
<p>Q. 3 利用者の知り合いの業者を希望される場合がある。2社見積もりや業者にここまでの書類作成を求めるのであれば、事業者向けの説明会に参加した業者の指定制にしてほしい。</p>	<p>A. 3 国の基準等に基づき現在指定制等の予定はない。また、新しい住宅改修事業者に対する書類作成等の説明は市で対応する。</p>
<p>Q. 4 住宅改修事業者に係る説明書の原本はどこが保管するのか。市に提出する時は原本かそれともコピーを提出するのか。</p>	<p>A. 4 市で理由書や申請書等と一緒に保管するため、原本を市に提出すること。</p>
<p>Q. 5 介護保険サービスを受けていないためケアプラン作成者がいない場合、鹿屋市が認める有資格者が「住宅改修が必要な理由書」を作成できるが、その場合、連携を行った介護支援専門員等が理由書に署名とあるが、個人情報を扱うため、契約が必要か。</p>	<p>A. 5 契約等は特に必要ないが、個人情報の取扱いについては十分に注意すること。</p>
<p>Q. 6 これまで、理由書提出後に介護支援専門員に電話で内容確認があったが、今後、住宅改修事業者が理由書を作成した場合は、理由書作成者に問い合わせしてほしい。</p>	<p>A. 6 前記「2 理由書作成について A. 1」のとおり。</p>
<p>Q. 7 福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者で作成できるとあるが、すべての住宅改修業者が対応できるとは限らない。今後、理由書作成に対応できる業者とできない業者がでてきた場合、特定の住宅改修業者に改修依頼が偏ってしまう可能性があるがどのように考えているか。</p>	<p>A. 7 現在、鹿屋市で住宅改修業務を行っている住宅改修事業者においては、理由書作成についても対応されている。しかし、青本 P1382 にあるように、書類作成は居宅介護支援等の一環であるため、基本的に理由書の作成は介護支援専門員が行うこと。</p>